

長沼町公有財産の活用や処分に関する基本方針

令和2年10月22日策定

北海道長沼町

1 基本方針策定の趣旨

本町が保有する財産については、平成25年11月に示された「インフラ長寿命化基本計画」を受けて、平成29年3月に「長沼町公共施設等総合管理計画」を策定し、建築物及びインフラ系施設（以下、「公共施設等」という。）の新設、用途廃止、統廃合や維持管理に関する基本的な考え方を示してきたところである。

これとあわせて、道路、橋梁や下水道などのインフラ施設についてはそれぞれ長寿命化計画を策定して事業推進を図っており、また、建築物の一部においても個別施設計画を策定するなど、公共施設等の適正管理に向けた取り組みは徐々にではあるが着実に進んでいると言える。

一方、財産のうち土地については、基本的な考え方を示しておらず、活用や処分は個別の判断のもとで進められ、遊休化している土地の有効な活用や処分に積極的に取り組んできたとは言えない現状である。「長沼町人口ビジョン」で示されている将来の人口推計、本町が公表している「財務書類」、「財政状況の公表」や「財政状況資料集」等から読み取れる昨今の財政事情を鑑みると、早急に基本的な考え方を示し、公共施設等と一貫した方針のもとで取り組みを進めることが喫緊の課題と考えられる。

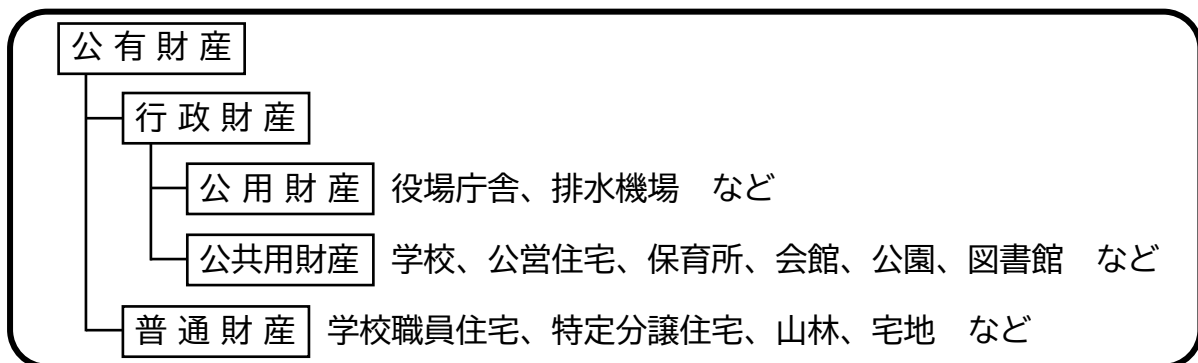
また、平成30年10月から1年半にわたり長沼町行政改革審議会で審議され、令和2年3月に答申された「長沼町の行政改革に関する最終答申」では、『遊休化している施設（建築物および土地）については、活用方法について地元住民と協議し、経費をかけないように活用することや売却処分も検討することとする。』ことや、『空き地や空き施設については、公共施設のみならず、商店街の空き店舗や空き地についても商工会等との連携により有効活用について検討すること。』と言及されており、公有財産の活用や処分のみならず、公民全体の財産活用によるまちづくりにも期待が寄せられている。

これらのことから、公共施設等、土地などすべての財産の活用及び処分について一貫した考え方を定めるとともに、広く町民に明らかにすることにより、公有財産

の適正な管理の徹底と公平、公正で透明性のある活用や処分を推進することを目的に、本基本方針を策定するものである。

2 基本的な考え方

公有財産は、地方自治法第238条第1項各号に規定される財産で、同条第3項により行政財産と普通財産に分類されている。行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産、普通財産とは、行政財産以外は一切の公有財産と規定されている。(同条第4項)



「長沼町公共施設等総合管理計画」では、特に建築物について、新規の施設整備は単独機能としては行わず、複合化、集約化、既存施設の廃止を含む統廃合等を伴うこと、長期間の利活用が見込めない施設、利用率が低下している施設については、用途替えや廃止することを基本としている。

統廃合、用途替えや廃止により行政財産から普通財産へ転換される財産は、今後ますます増加することが明らかである一方、維持管理に係る経費は負担せざるを得ないため、未利用化、遊休化の進行を阻止し、積極的な活用や処分に取り組まない限り財政運営に大きな影響を及ぼすことが予測される。

こうした背景から、町自らが利用する見込みのない普通財産については、『空間で稼ぐ』をキーワードに売却や貸し付けを促進し、総量の減少による維持管理経費の削減を図るとともに、財産収入（財産貸付収入、不動産売払収入）の確保に寄与することを基本的な考え方として取り組むものとする。

特に、中心市街地における財産については、その時々々の社会情勢、経済情勢を的

確に把握し、高付加価値化が期待できる財産については、地域計画等との整合性を図りつつ、活用や処分の促進に努めることとする。

3 個別の取り組み

(1) 建築物

建築物については、「長沼町公共施設等総合管理計画」6(3)①(ア)で、『廃止した施設は、民間等への売却・貸付などを進めることとし、それらが見込めない場合は、老朽化による破損等によって周辺環境や治安に悪影響を及ぼさないよう配慮します。』としており、用途廃止した建築物は、適切に売却、貸し付けや除却等を進めるものとする。

なお、用途廃止していないものの遊休状態が長く続き利用する見込みがない、利用率が低下しているなどの建築物についても、その機能を既存施設に集約するなどして放置することなく用途廃止を進め、上記と同様の措置を講じるものとする。

(2) 土地

土地については、「長沼町の行政改革に関する最終答申」に示されたとおり、遊休化（未利用含む）している町が所有する土地については、地元住民と活用方法について協議し、経費をかけない活用方法や売却処分の検討を進めることとする。

また、行政財産として利用している土地においても、利用率の低下した建築物に付帯しているものは、建築物の機能移転等を促し、有効活用を図ることとする。

加えて、賃借している土地は、未利用の所有地へ機能を移転し、賃貸借契約を解消することで、固定的な財政負担の軽減に努めることとする。

4 事務手続き

本町での公有財産の取得、管理及び処分等については、諸般の法令等のほか長沼町公有財産取得処分等検討委員会での審査を経ることとしており、これに則した手続きにより進めるものとする。

なお、具体的な事務の流れとしては、以下のとおりである。

(1) 財産の公表

総務財政課は固定資産台帳等を、本町ホームページで公表する。

(2) 活用や処分の対象とする財産の選定、協議

(1) により公表されている財産の活用や処分を希望する者は、活用や処分の方策、選定した財産等を「公有財産の活用・処分事案シート」(別紙様式)に取りまとめ、総務財政課と事前協議を行う。

なお、役場内部の事案は各課が総務財政課と協議する。

また、役場外部からの事案受け付け窓口は長沼町行政改革推進本部事務局(政策推進課)とし、事案に関連する課と連携して対応する。特に、企業進出(誘致)を伴う事案については産業振興課企業誘致推進室が連動して対応する。

(3) 長沼町公有財産取得処分等検討委員会での審査

事前協議の終わった事案について、長沼町公有財産取得処分等検討委員会で審査し、その適否を判断する。

(4) 事案の推進

長沼町公有財産取得処分等検討委員会で適当と判断された事案については、事案提案者、総務財政課や事案に関連する課等で適切に処理し、遅滞なく実現する。

(別紙様式)

公有財産の活用・処分事案シート

<総務財政課との協議用>

1 財産の活用や処分を希望する者の基本情報

○住所	(〒 -)
○企業等名・氏名 (企業等の場合は部署名、担当者)	(部署名：) (担当者：)
○連絡先 (電話、メール等)	

2 活用や処分の方策、対象とする財産等の情報

○活用や処分の方策	
○対象とする公有財産	
○関係者・団体 ○役割分担	
○町の役割 ○町に求める役割	
○解決する町の課題 ○町に及ぼす効果予測	
○関連法令、諸課題等	
○そのほか特記事項	